

## 高松市立古高松南小学校いじめ防止基本方針

高松市立古高松南小学校

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである。

しかし、いじめはどの学校でもどの子どもにも起こりうるものであるという認識に立ち、本校においては、ここに定める基本方針に従って、いじめへの対応を組織的に取り組むものとする。

### 第1 いじめの定義

「いじめ」とは、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）によるものとし、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。」とする。

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。その際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

具体的な態様は、以下のようなものが挙げられる。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- なかまはずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをさせられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをさせられたりする等

### 第2 いじめ防止等に向けた基本的な方針

#### 1 いじめの未然防止

児童が、安心して学校生活を送ることができるよう、支持的風土のある学級作りや、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくり、学校づくりに努める。

#### 2 いじめの早期発見

日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあると考え、いじめではないかとの疑いをもって児童が示す変化を見逃さないようにし、積極的にいじめを認知するよう努めるとともに、教職員相互の積極的な情報交換により情報を共有し、具体的な方策を考えるようにする。（共有タイム等）

### 3 いじめへの早期対応

いじめを認知した場合は、特定の教職員で抱え込まず、組織的に速やかに対応する。被害児童を守り通すとともに、毅然とした態度で加害児童を指導する。教職員全員の共通理解の下、保護者や関係機関の協力を得て組織的に対応する。

### 4 教職員の指導力の向上

すべての教職員のいじめへの対応に係る指導力向上を図るため、校内研修を行う。また、生徒指導に係わる体制等の充実のために、心理や福祉等に関する専門知識を有する者の配置・活用等に努める。

### 5 家庭や地域社会との連携

社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで対応する仕組みづくりを推進するなど、より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができるように、日頃から家庭、地域社会との連携に努める。

### 6 関係機関との連携

いじめ対応において関係機関と連携するために、その役割と業務を正しく理解しておく。

### 7 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は、すみやかに市教育委員会に報告し、その事態に対処するとともに、再発防止に努める。

## 第3 いじめ防止等のための組織 ※別紙「生徒指導組織図」参照

本校におけるいじめ防止等に関する措置を実行的に行うため「いじめ防止対策委員会」を設置する。構成員は、校長、教頭、教務主任、現教主任、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、該当児童学年主任及び担任とし、必要に応じて、ハートアドバイザーやスクールカウンセラー等も参加する。

## 第4 本校におけるいじめ防止のための取組

### 1 いじめの未然防止

#### (1) お互いの人格を尊重し合える態度育成

児童の自己有用感を高める取組と、他人の人格を尊重する意識と態度を育成する取組により、安心して自己表現、自己決定できる支持的雰囲気のある、温かい学級集団づくりに努める。

#### (2) 道徳教育及び体験活動

いじめの防止や生命尊重等に向けて、道徳教育や体験活動を推進する。

#### (3) 傍観者を生まない集団づくり

「強めよう絆月間」等を捉えて、児童がいじめを自分たちの問題として考え、主体的にいじめ防止等に取り組むよう指導し、傍観者を生まない集団づくりに努める。

#### (4) インターネット等に関する指導・啓発

インターネットを通じて行われるいじめを防止するため、児童に対して情報モラルに関する指導を行うとともに、インターネット等の適切な利用等について保護者への啓発を行う。

(5) 保護者や地域への働きかけ

いじめ防止に向けて、PTAや地域の人と連携しながら、いじめの防止の取組みを推進する。

(6) 関係機関や地域社会との連携

関係機関の役割と業務を理解した上で、いじめの防止等に向けて、関係機関や地域社会との連携を図る。特に地域社会との連携については、古高松地区青少年健全育成連絡協議会とも連携した「スマイルあいさつ運動」などの取組の機会を積極的に活用する。

2 いじめの早期発見

(1) 日常的な観察・情報共有等

すべての教職員が、児童が示す変化を見逃さないように努めるとともに、教職員相互の積極的な情報交換による情報の共有に努める。

(2) アンケートの実施

いじめの実態を把握するため、定期的(学期に1回は必ず)にアンケート調査を実施する。その際、目的に応じて内容や実施方法を検討し、記名式と無記名式、また、選択式と記述式のそれぞれの特長を生かし、組み合わせて実施する。

※実施後のアンケートについては、PDFにて保存する。

(3) 相談体制に係る情報の周知及び教育相談の実施

児童の悩みを積極的に受け取るため、教育相談窓口の周知を行い、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家や教職員による教育相談を実施する。周知に当たっては、いじめの解決につながった事例を示すなど、児童に自ら周囲に援助を求めることの重要性を理解させる。

(4) 保護者との信頼関係の構築

保護者が教職員に相談しやすい環境づくりに配慮し、安心して相談できる信頼関係の構築に努める。

3 いじめに対する措置

(1) いじめを認知した時の対応

- ・ いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ・ いじめを認知した教職員は、一人で抱え込まず、いじめ防止対策委員会に情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。
- ・ いじめ防止対策委員会において情報共有を行った後は、関係児童や教職員から情報を聴き取るなどして、事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童を徹底して守り通す。
- ・ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある時は、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

(2) いじめられた児童又はその保護者への支援

- ・ いじめられた児童から、事実関係の聴き取りを行う。
- ・ 児童の個人情報の取扱い等、プライバシーに留意して対応する。
- ・ 家庭訪問や電話連絡等により、迅速に保護者に事実関係と今後の対応を伝える。
- ・ いじめられた児童にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族等)と連携し、いじめられた児童に寄り添い、支える体制をつくる。
- ・ 状況に応じて、スクールカウンセラーなどの協力を得る。
- ・ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。

(3) いじめた児童への指導又はその保護者への助言

- ・ いじめたとされる児童から事実関係の聴き取りを行う。
- ・ 児童の個人情報の取扱い等、プライバシーに留意して対応する。
- ・ いじめがあったことが確認された場合、いじめをやめさせ、その再発防止に関する指導を行う。
- ・ いじめた児童への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるよう指導する。
- ・ 家庭訪問や電話連絡等により、迅速に保護者に事実関係と今後の対応を伝え、保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する助言を行う。
- ・ いじめる児童に対して、必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認める時は、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、警察署と相談して対処する。

(4) 学級全体への指導

- ・ 学級指導などを通して、いじめは絶対に許されない行為であることを指導する。
- ・ いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として考えるよう指導する。
- ・ 全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できる集団づくりに努める。

## 第5 重大事態への対処

### 1 報告

いじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いのある場合や、いじめにより相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いのあるような場合の重大事態を認知した場合は、速やかに市教育委員会への報告を行う。

### 2 調査

重大事態に対して、学校が主体となって調査を行う場合は、「いじめ防止対策委員会」を開催し、アンケートなどの方法により重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。また、事態の性質に応じて、必要な専門家を加えることを検討する。調査においては、児童への教育的配慮の下、便宜を図るものとする。

### 3 保護者への報告

調査を行った時は、いじめをうけた児童及びその保護者に対し、この調査に係る重大事態の事実関係等の必要な情報を教育委員会の指導の下、適切に提供する。

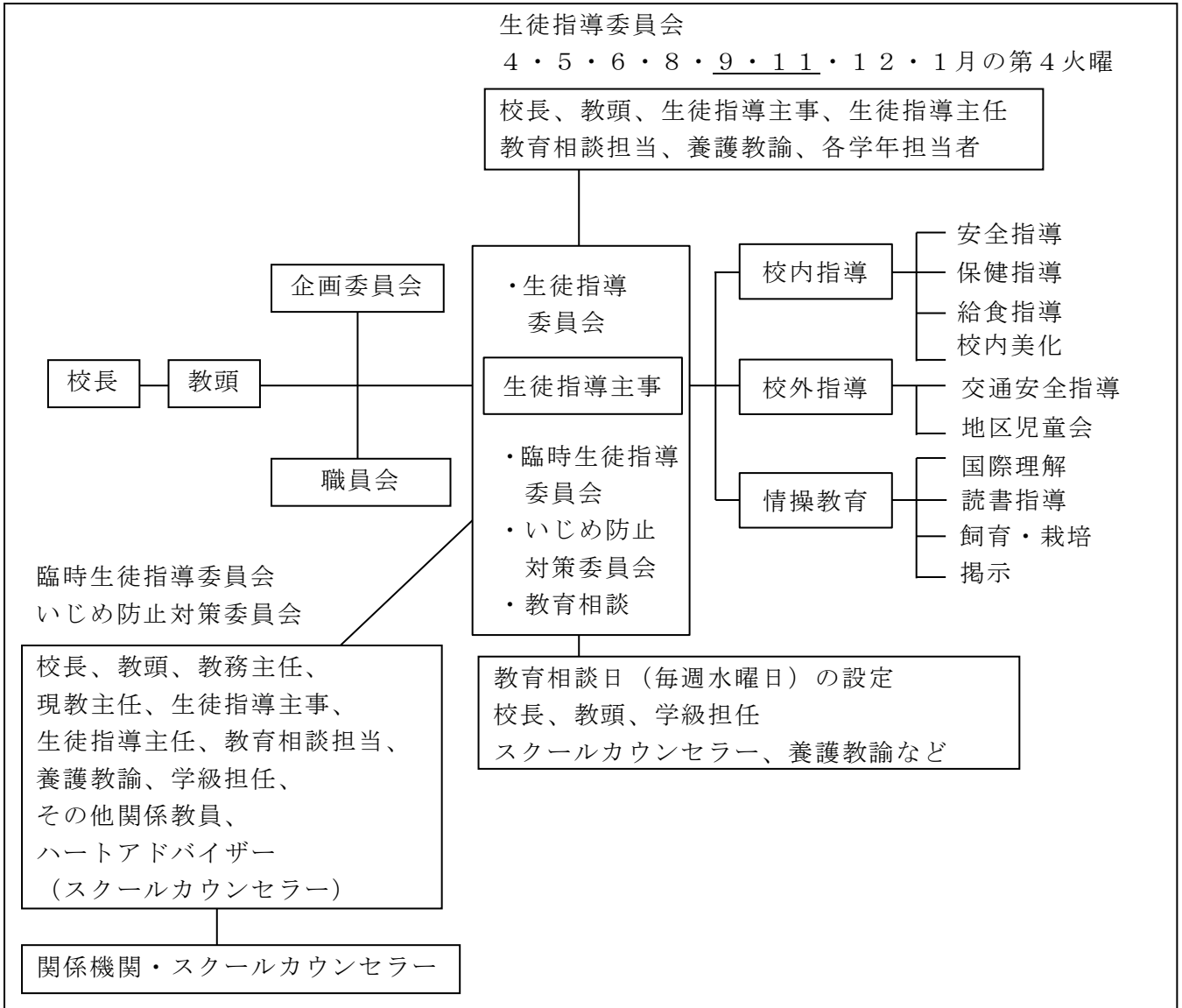
## 第6 教職員の指導力の向上

いじめへの対応に係る具体的な指導上の留意点などについては、校内研修や職員会議で周知を図り、普段から教職員の共通理解を図る。

## 第7 その他

この基本方針は、実施状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

※生徒指導組織図



平成25年2月23日作成  
令和3年1月28日改正